

横浜市立本牧中学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

令和 8年3月17日改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。児童生徒の尊厳を保持するために定められた「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」に則り、本校の基本方針を次のように定める。

1 いじめ防止等の基本認識と方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、「当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ②児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

(3) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

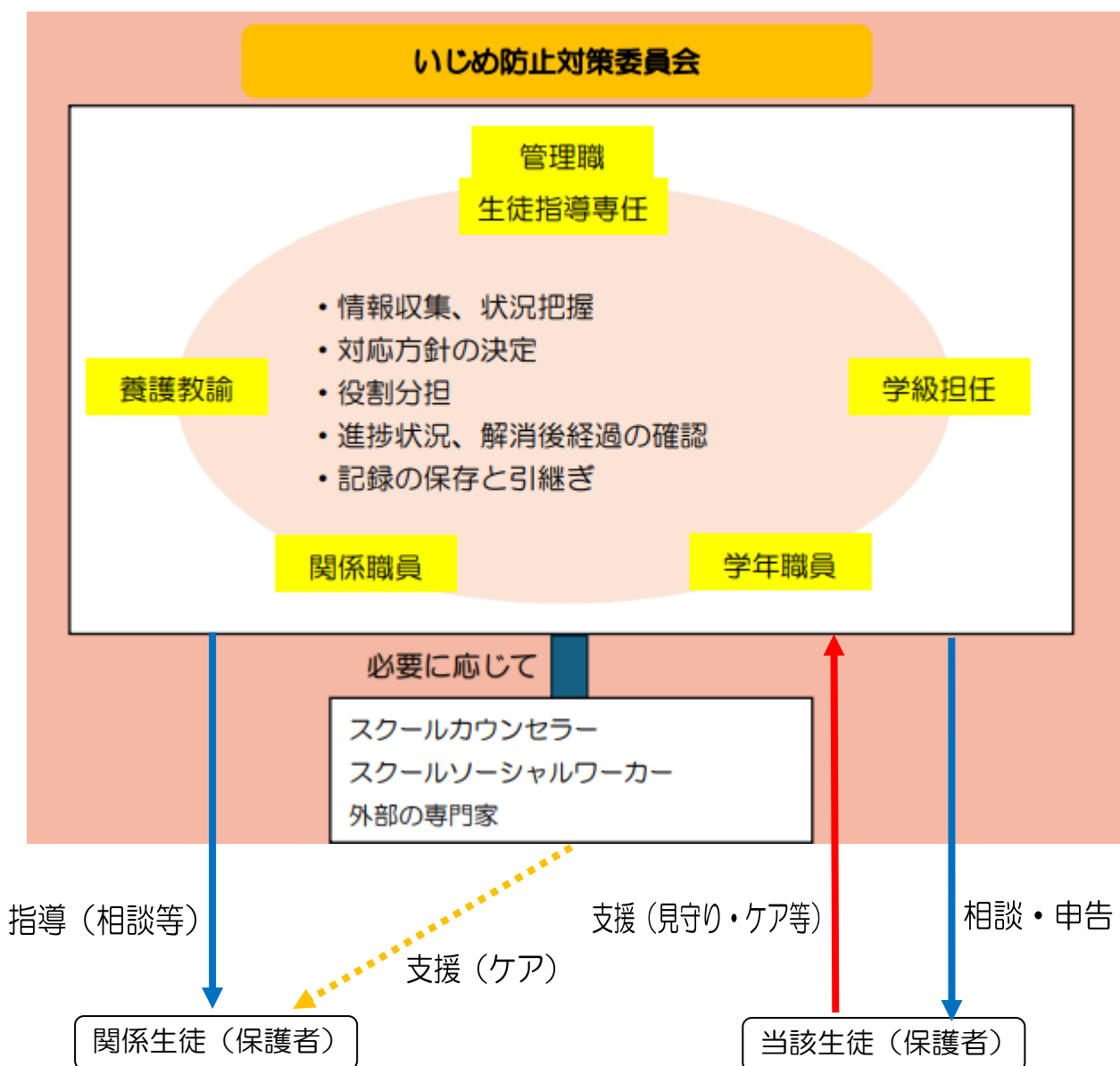
横浜市立本牧中学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、子ども自身でいじめを解決できる能力を培うとともに、いじめの防止等のための対策において、学校、生徒、教職員、保護者、地域、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、本牧中学校区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくることを目的とする。

2 学校いじめ防止対策委員会

(1) 組織と運営の考え方

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- 委員会のメンバーは、校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭等で基本的に構成するが、学校カウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの心理や福祉の専門家を加え、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。
- 委員長は校長、いじめ防止対策主任を生徒指導専任とする。
- いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

(2) いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）



※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為の解消：当該生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ②当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) 基本的な取組

いじめの防止に向けて、次のことを組織的・計画的に実行する。

① いじめの未然防止のための取組

- ・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力や共感力を育むために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・道徳などの授業で生徒自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。
- ・自分自身の振り返りや行事ごとの振り返りなどを通して、自分を見つめる能力（自己内省）を育み、自分の行動や感情を客観的に考える機会をつくる。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。

② いじめの早期発見のための取組

- ・日頃より生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにします。また、情報はすみやかに全職員で共有する。
- ・いじめ解決一斉キャンペーンやアンケート調査、教育相談の実施により、生徒が悩んでいることを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ 発見したいじめに対する対処

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、当該生徒を守り通すとともに、関係生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・当該生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・関係生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、保護者と密に連携し、状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な影響が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、当該生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、当該生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談通報し、連携をして対応する。

④ 生徒・保護者・地域それぞれのいじめ防止への思いとできること

生徒

- ・いじめを完全になくすということは難しいが、いじめを1つでも減らすということ是可以する。
- ・いじめに関係した人も、思いや考えがある。思いを上手に伝え合える関係づくりが大切。また、いじめで嫌な思いをした人のケアも自分たちでもできるようにする。

保護者

- ・人間関係のトラブルは起きるものであり、家庭でも子どものSOSを出しやすい環境を積極的に作る。
- ・子どもに「大丈夫？」など、気付いたときにすぐ声をかけられる関係を普段の家庭の中で築く。

地域

- ・地域の中で子どもたちが集まる機会などを通して、「心の通じ合うコミュニケーション」を大切にしながら子どもたちに声をかけたり、保護者と連携しながら子どもたちを見守っていく。
- ・2中4小で取り組んでいる「ピンクシャツデー」を地域としても発信し、学校と地域が一体となって、いじめ防止に取り組む。

(4) 年間計画

[いじめ防止対策委員会]

- ・ 定例会を月 1 回開催する。
- ・ いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成メンバーのみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。
- ・ 委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・ 校長の責任の下、委員会の結果について、いじめ防止対策主任が会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

[主な取組]

- ・ 年間計画は次の通り。

	生徒・学校	保護者・地域
4月	いじめ防止対策委員会の設置 教育相談（年度初め）	学校説明会 「学校いじめ防止基本方針」の説明 授業参観・懇談会
5月	いじめ早期発見のためのアンケート スマホマナー教室	2中4小 学校運営協議会
6月	YP アセスメント（1回目）	
7月		三者面談（1回目） 学校・家庭・地域連絡協議会
8月	児童支援生徒指導専任教諭夏季研修会 教育相談（夏休み明け） 横浜子ども会議	
9月		
10月	前期振り返りアンケート	学校運営協議会
11月	全校道徳「いじめについて考える」	三者面談（3年2回目）
12月	いじめ解決一斉キャンペーンアンケート	三者面談（1・2年2回目 3年3回目）
1月	YP アセスメント（2回目）	
2月	ピンクシャツデー	
3月	小中学校による新入生情報交換 後期振り返りアンケート	学校運営協議会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

加えて、次の場合も重大事態として対応を開始する。

→児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき

申立て時点で、学校や教育委員会事務局が、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えてとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の対応の流れ



4 【子どもたちから寄せられた意見】

本方針の改定に当たっては、子どもたちから様々な意見をいただき、反映した。

○子ども自身が、いじめの防止や、いじめが起きたときにできること

<くしない>

- ・普段から発言がどのような事態につながるのか、また相手が受け取ったときの感情はどんなものかを考えて、一つひとつの行動に注意して行動することでいじめにつながらないことができる。
- ・どんな些細なことでも相手の気持ちを読み取って嫌だと思ったら、行動に移さず思いとどまる。
- ・自分の意見をはっきりと伝えることと、相手の気持ちを考えることを普段の学校生活で意識していきたい。

<見逃さない>

- ・もし、仲間がいじめているなと思ったら無視せずに仲間でも止めるようにする。
- ・自分が傍観者になってしまったら、いじめられている子に大丈夫などと手を差し伸べたい。辛そうな子がいたら話を聞いてあげる。

<させない>

- ・自分が嫌なことははっきりと断ったり、いじめだと思ったものはすぐにやめることが大切である。
- ・相手がいじめと思ってなくても、こちらが行ったことが嫌だったら、その場で「嫌だったよ」と言ってもらった方が良く、お互いのためにも良いと思う。

○いじめの防止や、いじめが起きたときに、大人にしてほしいこと

<周りの大人にしてほしいこと>

- ・いじめについて話しやすい環境にしてほしい。
- ・親身に話を聞いてほしい。いじめた側に自分がどんなことをしたのかをわかってほしい。
- ・相談を受けたら、寄り添った対応をしてほしい。

<保護者にしてほしいこと>

- ・学校に行きたくないときは、その理由をちゃんと聞いてほしい
- ・家が一番安心できる場所にほしい。
- ・本音を話せるような環境でいてほしい。

このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改定していきます。

平成 30 年 1 月 3 1 日 一部改定

令和 5 年 3 月 2 4 日 一部改定

令和 7 年 4 月 1 8 日 一部改定

令和 3 年 4 月 1 6 日 一部改定

令和 6 年 4 月 1 5 日 一部改定

令和 8 年 3 月 1 7 日 一部改定